

変更後

精華町デイサービスセンター神の園

指定通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人大トリック京都司教区カリタス会が設置経営する精華町デイサービスセンター神の園において、介護保険法並びに老人福祉法の理念に基づき、居宅において加齢・疾病等に伴う心身の変化により、要介護状態にある方々に対し、要介護状態の軽減や悪化の防止、要介護状態となることの予防に資するため、入浴・食事・日常動作訓練・機能訓練・介護方法指導等のサービス提供を行い、居宅においてこれらの方々がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する為、その運営及び利用について必要な事項を定め、指定通所介護事業を実施することを目的とする。

(運営基本方針)

第2条 当指定通所介護事業所は、通所介護サービス利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った懇切丁寧なサービス提供に努めることを旨とする。

- 2 当指定通所介護事業所利用者の当該居宅サービス計画や当事業所が作成する通所介護計画による事業目的本来の主たるサービス提供の他、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上と併せ、利用者家族のニーズに応え、身体的精神的負担の軽減を図れるよう努める。
- 3 当指定通所介護事業所が提供するサービスについて、自らその評価を行い、常にその改善を図るよう努める。
- 4 当指定通所介護事業所の事業の実績に当たって常に地域との連携を重視し、関係行政機関をはじめとする居宅介護支援事業者、保健・医療・福祉サービス機関等との綿密な連携を図りつつ総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 当指定通所介護事業所の名称は「精華町デイサービスセンター神の園」(以下、「当事業所」とする)。

(事業所の所在地)

第4条 事業所は、「京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字焼山6番地」に事業所を設置する。

(事業の実施主体)

第5条 当事業所の事業実施主体は、「社会福祉法人大トリック京都司教区カリタス会」とする。

(事業従事者の職種・員数・職務内容及び勤務体制の確保)

第6条 当事業所は次のとおり管理者をはじめとする各職種の職員・員数を配置し、各職務内容を定

変更後

める。

一. 管理者 1名（常勤）

管理者は、

(1) 事業所の代表とし、職員等の管理及び業務統括の任にあたる。

(2) 他の業務と兼務して差し支えない。

二. 生活相談員 4名（管理者兼務常勤者1、兼務常勤者3）

生活相談員は

(1) 利用者の心身の状況やおかれている環境を踏まえ、本人や家族の相談に応じ、当該事の業所目標を達成するため機能訓練等の具体的なサービス内容を記載した通所介護計画を作成すると同時に計画内容について説明を行う。

(2) 事業所内におけるサービスの調整や居宅介護支援事業者関係機関との連携を図る。

三. 看護職員 2名（兼務常勤者2、兼務非常勤者0）

看護職員は、

(1) 利用者の健康チェックや健康状態の把握管理並びに緊急・急変状態への対応を行う。

(2) 利用者の健康相談・看護指導及び各種サービス利用のための必要な看護処置を行う。

(3) 利用者の関係医療機関との医療・看護上の連絡調整を図る。

四. 介護職員 18名（兼務常勤者4 専従非常勤者6 兼務非常勤者8）

介護職員は、利用者への介護サービス提供に当たり、その心身の状況並びに居宅サービス計画・通所介護計画を把握し、その送迎、入浴、食事、排泄、日常動作・機能訓練等の各種サービスの介護にあたる。

五. 機能訓練指導員 2名（専従常勤者1 兼務常勤者1、兼務非常勤者0）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための機能訓練等を行う。

- 2 当事業所は、利用者に対し適切な指定通所介護が提供出来るよう、従事者の勤務体制を定める。
- 3 当事業所は、通所介護従事者の資質向上のため、研修等の機会を確保する。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間を次のとおりとする。

一. 営業日 毎週月曜日～土曜日とする。(1月1日を除く)

二. 営業時間 午前8時00分～午後8時00分

サービス提供時間 午前8時00分～午後4時30分 (7時間以上)

延長サービスは、通常のサービス提供終了後午後7時30分までとする。

(利用定員)

第8条 当事業所の1日の通所介護サービス提供の利用定員は、通常33名までとする。

(通所介護サービスの内容)

第9条 当事業所の通所介護サービス内容は次のとおりとする。

①健康チェック 体温・血圧・脈拍・呼吸数等測定による健康状態の確認実施及び静養

変更後

- ②入浴サービス 居宅における入浴が困難な利用者に対するサービス提供
 入浴形態 一般浴槽による入浴介護、又は特殊浴槽による入浴介護
 介護の種類 利用者の必要に応じて、衣類の着脱、身体の清拭・洗髪・洗身、その他の必要な介助
- ③食事サービス 調理、準備・後始末の介助、食事摂取の介助、その他必要な介助
- ④日常生活上の援助
 日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。排泄の介助、移動の介助、爪切り等その他必要な身体介護、養護
- ⑤機能訓練
 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、並びに心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。日常動作に関する訓練、レクリエーション、グループワーク、体操等。
- ⑥作業訓練 趣味活動（手芸、絵画、読書、カラオケ、）共同制作、行事活動、音楽療法
- ⑦送迎サービス
 利用者の障害の程度、地理的条件などにより送迎を必要とする利用者について専用車輛による送迎を行い、居宅から送迎車輛まで昇降及び移動の介助を行う。
- ⑧その他の必要な相談・助言
 看護・介護方法、食事提供栄養管理方法、認知症対応方法等の指導・相談・助言を行う。施設・居宅サービス等利用方法、介護に関する情報提供と相談・助言を行う。利用者及びその家族の日常生活に関する相談・助言を行う。

（通所介護サービス計画）

- 第10条 当事業所は、運営基本方針に定める規定2条2項に基づき、利用者個々の居宅サービス計画等を 勘案の上、通所介護サービス計画を作成する。
- 2 通所介護サービス計画の実施・変更にあたっては利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得なければならない。
 - 3 通所介護サービス計画の継続については、定期的な見直しを行い、適切なサービス管理並びにサービス評価を行う。

（通所介護サービス利用料等）

- 第11条 当事業所が提供する通所介護サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし別紙のとおり定める。
- (1) 当事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、利用料の一部として、当該通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
 - (2) 当事業所は、法定代理サービスに該当しない指定通所介護を提供した際に支払いを受ける利用料の額と指定通所介護に係る居宅サービス介護費用基準額又は居宅支援サービス費用基

変更後

準額との間に不合理な差異は設けない。

- 2 前項に定める利用料のほか、その他の費用として利用者から支払いをうける費用については別表の通り定める。
- 3 利用者の理由で利用を取りやめる場合は、利用前日の17時までに事業所に連絡することとし、17時までに連絡がなかった場合は、その理由に関係なく、別表に定めるキャンセル料（食事代）を支払うものとする。
- 4 費用負担を含むサービス提供実施に際しては、事前に利用者又は家族・関係者に対して利用料の提示を行い、サービス内容及び費用を説明の上、支払い等について、書面による同意を得ることとする。
- 5 利用料の支払いは、現金又は事業所指定の銀行口座により、指定期日までに支払いを受ける。

(事業の通常実施地域)

第12条 当事業所の通常の事業実施地域は、精華町全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 サービス利用にあたっては留意事項を利用者または関係家族に説明を行い、同意を得ること。

- 2 サービス利用についての留意事項を下記のとおりとする。
 - (1) 利用の近日で体調の変化等があった場合また継続している場合は施設に連絡すること。
 - (2) 持ち物、衣類については名前をつけること。
 - (3) 現金、貴重品他不必要なものは持参しないこと。
 - (4) 他の利用者の迷惑となる行為は行なわないこと
 - (5) 喫煙は定められた場所以外では行なわないこと。
 - (6) 施設内で他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、金品のやりとりを行なわないこと。
 - (7) 施設の設備、備品、器具などは本来の使用方法に従い使用し、乱暴に取り扱わないこと。

(サービス実施状況及び目標達成状況等の記録)

第14条 当事業所は、指定通所介護サービス提供実施に際し、日々のサービス実施内容と状況及び介護計画等の目標達成状況を記録するほか、利用者に代わって支払い受ける介護報酬の額、その他必要事項を所定の書面に記録し、保管する。

(秘密保持等)

第15条 当事業所の従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上に知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、利用者及び家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いません。

(苦情処理等)

第16条 当事業所は、当事業所が提供した指定通所介護サービスに係る利用者等からの苦情に対し、

変更後

迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置及び担当者の配置を行い、必要に応じて独自の事実関係調査、改善措置を講じるほか、利用者又は家族に対する説明を行い、その記録整備等必要措置を講じる。

- 2 当事業所は、法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出、もしくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 当事業所は、国民健康保険団体連合会が行う法律第176条第一項第二号の調査に協力するとともに、同会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応等)

- 第17条 当事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(衛生管理等)

- 第18条 当事業所は、指定通所介護事業に利用者が利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、介護用品等を清潔に保持し、定期的な消毒を行うほか、常に衛生管理に留意する。
- 2 当事業所は、施設と従事者において、常に独自の健康管理と感染症に対する予防と蔓延防止対策の知識修得の研鑽を深め、適切な対応が図れるように努める。

(緊急時における対応)

- 第19条 当事業所は、指定通所介護事業において利用者の心身状況に急変等緊急事態が発生した時は、速やかに当該利用者の主治医又は協力医療機関に連絡を行い適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第20条 当事業所は、天災・火災等の非常災害時に備えて具体的な災害防止対策計画をたてておくとともに、定期的に避難、救出その他の訓練を行う。
- 2 当事業所の相談員（防火管理者）は、常に具体的な対処方法、避難経路及び消防署等関係機関との連携方法を確認し、災害時には避難誘導、救出等の指揮をとる。

(虐待防止に関する事項)

- 第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行

変更後

うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 当事業所は、運営に関する次の留意事項を定める。

- (1) 本規定第6条3項について、従事者採用時研修(1ヶ月以内)、経験年数別研修(随時)を実施すること。
- (2) 当該事業所の名称、従事者の氏名・職能を記載した身分証を携行し、利用者から求められた時はこれを提示すること。
- (3) 従事者は、設備、備品、及び利用者負担金出納簿等会計に関する諸記録並びにケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備し完結の日から法定年数に応じて保管すること。
- (4) 当該事業計画とその他の事業会計とは区分して行い、毎年4月1日から3月31日を会計期間とする。

附則

この運営規定は、

平成12年 4月1日より施行する

平成12年 6月1日より施行する

平成12年12月1日より施行する。但し、第11条については平成13年1月より施行する

平成14年 1月1日より施行する

平成15年 4月1日より施行する

平成15年10月1日より施行する

平成16年11月1日より施行する

平成17年 4月1日より施行する

平成17年10月1日より施行する

平成18年 4月1日より施行する

平成19年 4月1日より施行する

平成20年 4月1日より施行する

平成20年 8月1日より施行する

平成21年 4月1日より施行する

平成22年 4月1日より施行する

平成23年 4月1日より施行する

変更後

平成23年 5月1日より施行する
平成23年 7月1日より施行する
平成24年 4月1日より施行する
平成25年 4月1日より施行する
平成26年 4月1日より施行する
平成27年 4月1日より施行する
平成28年 4月1日より施行する
平成28年 5月1日より施行する
平成29年 4月1日より施行する
平成30年 4月1日より施行する
平成31年4月1日より施行する
令和元年10月1日より施行する（介護報酬改定）
令和3年 4月1日より施行する（介護報酬改定）
令和4年4月1日より施行する
令和4年10月1日より施行する
令和5年4月1日より施行する
令和5年11月1日より施行する
令和6年2月1日より施行する
令和6年4月1日より施行する（介護報酬改定）
令和6年6月1日より施行する（介護報酬改定）
令和7年4月1日より施行する

精華町デイサービスセンター神の園指定通所介護事業（介護予防含む）運営規程（別表）

◆介護保険適用料金

（自己負担額：各利用者の負担割合に応じた額）

1単位：10.27円（地区区分6級地）

【通所介護】

①基本利用料（1回あたり）

要介護度	3~4時間未満	4~5時間未満	5~6時間未満
要介護1	<u>370単位</u>	<u>388単位</u>	<u>570単位</u>
要介護2	<u>423単位</u>	<u>444単位</u>	<u>673単位</u>
要介護3	<u>479単位</u>	<u>502単位</u>	<u>777単位</u>
要介護4	<u>533単位</u>	<u>560単位</u>	<u>880単位</u>
要介護5	<u>588単位</u>	<u>617単位</u>	<u>984単位</u>

要介護度	6~7時間未満	7~8時間未満	8~9時間未満

変更後

要介護 1	<u>584単位</u>	<u>658単位</u>	<u>669単位</u>
要介護 2	<u>689単位</u>	<u>777単位</u>	<u>791単位</u>
要介護 3	<u>796単位</u>	<u>900単位</u>	<u>915単位</u>
要介護 4	<u>901単位</u>	<u>1, 023単位</u>	<u>1, 041単位</u>
要介護 5	<u>1, 008単位</u>	<u>1, 148単位</u>	<u>1, 168単位</u>

②各種加算

内 容	単位数
中重度者ケア体制加算（1回あたり）	45単位
認知症加算（認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の方1回あたり）	60単位
個別機能訓練加算（I）イ（1回あたり）	56単位
個別機能訓練加算（II）（月1回）	20単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ（1回あたり）	22単位
科学的介護推進体制加算（月1回）	40単位
栄養アセスメント加算（月1回）	50単位
口腔機能向上加算Ⅱ（月2回）	160単位
ADL維持加算Ⅰ（条件を満たせば月1回あたり）	30単位
入浴介助加算Ⅰ（1回あたり）	40単位
送迎減算（片道）（事業所が送迎を行わない場合）	-47単位

各種加算（1ヶ月あたり）

内 容	単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	（利用総単位数×9.2%）単位

③時間延長（1回あたり）

内 容	単位数
10時間以上11時間未満	100単位

◆その他の費用（介護保険適用外）

食事代（昼食1食事あたり）	750円
食事代（延長利用時夕食1食事あたり）	750円
喫茶代（コーヒー等 1杯につき）	100円
レクリエーションや行事等の材料費	実 費

◆利用日に利用を中止された場合のキャンセル料（食事代）

利用日前日17時までにご連絡をいただいた場合	キャンセル料なし
利用日前日17時以降にご連絡をいただいた場合	750円